

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、迅速且つ適切な情報開示を実施すること、取締役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
各務 正人	15,242,330	41.87
株式会社SBI証券	619,000	1.70
佐藤 三朋	330,000	0.91
音石 貴太郎	200,000	0.55
モルガン・スタンレー・MUFG証券株式会社	148,320	0.41
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT AC LIJ JP RD	145,000	0.40
ジュン・ヤン	100,000	0.27
林 修三	100,000	0.27
野村證券株式会社	98,400	0.27
松井証券株式会社	88,600	0.24

支配株主(親会社を除く)の有無 各務 正人

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 グロース

決算期 3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを原則とし、その取引内容および条件の妥当性等については取締役会において審議を行うことで、当社および少数株主に不利益とならないよう法令・規則を順守し、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
黒田 真行	他の会社の出身者												
佐藤 岳	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」に該当している場合は「」**

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、**「過去」に該当している場合は「」**

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田 真行			当社は過去2015年1月から2015年3月まで営業面での助言を受けておりました。過去に在籍していた株式会社リクルートと当社の間には営業取引が発生しており、また、当社の連結子会社であるTimeTicket GmbHが、2022年5月に黒田真行氏が監査役を務める株式会社ピアズへ事業譲渡しておりますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼす恐れはないと考えております。	インターネット事業における豊かな経験、高い見識、広い人脈を有しており、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。当社と黒田 真行氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
佐藤 岳			現在在籍している株式会社ブイキューブと当社の間には営業取引が発生しておりますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資家の判断に影響をおよぼす恐れはないと考えております。	企業経営における豊かな経験、高い見識を有しており、客観的で広範かつ高度な視点から当社の企業活動に助言をいただくためです。当社と佐藤 岳氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置しております。また、当該使用人の職務に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査等委員である取締役の指示に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者が監査等委員である常勤取締役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査等委員である取締役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値の向上を目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役・従業員には、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるためのインセンティブとして、監査等委員には適切な監査実施へのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上であるものがないため、報酬の個別開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年3月1日における会社法改正に伴い、2021年3月取締役会において、取締役報酬等の決定方針を定めました。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬、株式報酬を支払うこととしております。また取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年6月15日開催の第17回定時株主総会において決議された年額200百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)を限度に算定しております。なお監査等委員である取締役の報酬につきましては、2021年6月15日開催の第17回定時株主総会において決議された年額30百万円以内を限度に、監査役の協議によって決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、管理部が適宜情報を提供しており、必要に応じて、取締役会での議事や資料等について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

取締役会は監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名の合計9名で構成され、法令または定款に定める事項の他、経営の重要事項を審議決定しているとともに、業務執行の監督を行っております。

監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の法令・定款の順守状況、および業務執行の監督をし、業務監査および会計監査が有効に実施されるよう努めております。

内部監査

代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査人2名で構成されております。年間の内部監査計画に従い、各部門の業務の適合性だけでなく有効性を考慮した監査を実施し、改善を提案しております。監査結果は代表取締役に報告され、フォローアップ監査によりその改善状況を確認しております。

会計監査人

第18回定時株主総会(2022年6月20日開催)で選任された城南監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受ける予定であります。

顧問弁護士

法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け、検討・判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役2名を選任しております。企業経営に関する豊富な経験および知識に基づき、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能を備えたコーポレート・ガバナンス体制が整備されているものと考え、現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り、早い時期での開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主構成を見て外国人比率により提供を検討致します。
その他	書面(郵送)での議決権行使又はインターネットを通じての参加(後記のバーチャル参加)を促しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上に掲載予定であります。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役コーポレートサービス本部長を責任者とし、管理部内にて適切なIR活動を実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の状況を適時開示することは、上場企業としての責務であると認識しております。今後規程等に明記することを検討しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会や当社コーポレートサイトからの情報発信により、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、当社への投資価値を的確に判断できるよう、迅速で正確な情報開示を実施してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、経営理念として掲げた『“人”と“技術”を新しい時代のために』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。
2. 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる「コンプライアンス規程」及びその他各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。
3. 当社の役員又は従業員が、当社内において法令又は定款その他社内規程に反する行為を発見した場合に備え、社長又は担当取締役、あるいは管理部門相談窓口への報告経路並びに監査等委員へ直接通報する手段を用意し、問題の早期把握に努めております。また、通報を受けた者は速やかに最適なメンバーを選任し対策チームを組成、必要な施策の実行を可能とする体制を構築しております。
4. 社長は内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告します。
5. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。
6. 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」その他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
2. 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内でも共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
2. 取締役及び各グループ長以上の責任者が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。
3. 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織管理規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報や伝達等が効率的に行われる体制を構築し、関係部署はこれを横断的に推進し管理します。

2. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況について定期的な報告を受けるとともに重要事項については事前協議を行います。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査等委員と管理部門担当役員が協議のうえ適切な人材を配し、監査等委員職務の補助を指示します。
2. 監査等委員職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員とも協議し、必要な場合には監査等委員から同意を得るものとします。
3. 監査等委員から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

(7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員が、監査の実施の為に必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員と協議の上、任命しております。任命された補助者は、監査等委員補助業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとしております
2. 監査補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員の指揮命令に従う当社グループの取締役及び使用人に周知するものとしております

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員又は監査等委員会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査等委員の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査等委員会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査等委員が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。
2. 監査等委員は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
3. 監査等委員は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応部門を定め、警察等の関連外部機関と連携して対応してまいります。

その他

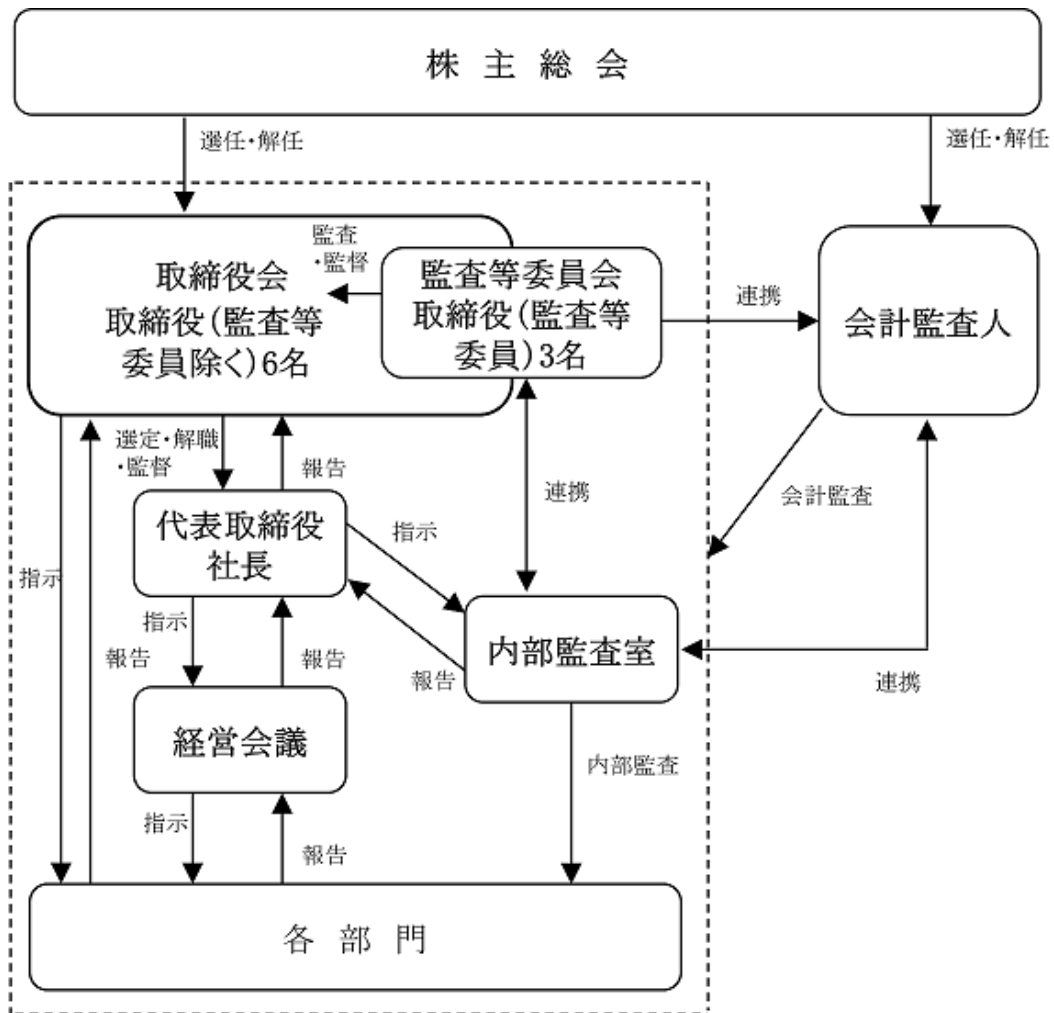
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

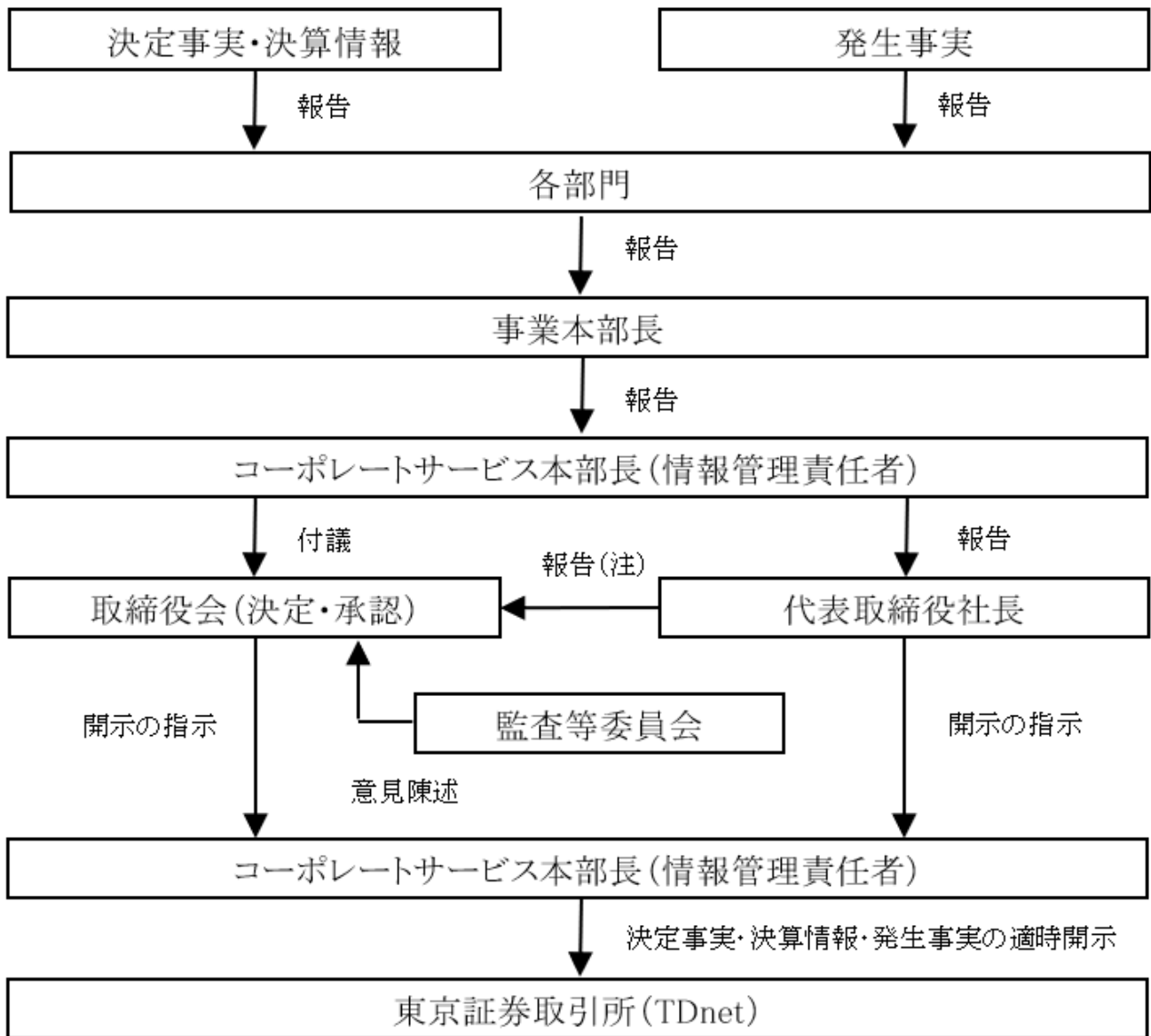
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の模式図】



(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。